

掲載の範囲決定に係る広告掲載基準

要綱		運用基準			備考
条項	本文	項目	細目	例示	
第5条 第1号	法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの	広告できる事項が法令で定められている場合、その定められた事項以外のもの		医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、法で制限列挙された事項以外は広告できない。
第5条 第2号	広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	過剰な利潤追求を内容とするもの 区民の射幸心をあおるようなもの	マルチ商法・キャッチ商法 代理店募集	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、過剰な利潤追求を内容とするものを広告掲載することは、適当でない。
		貸金業など、いわゆる「町の金融」に関するもの		サラリーマン金融 無届出の金融業者	これらの業種は大きな社会問題となっており、広告掲載することは適当でない。
		広告内容が著しく特定の区民に限られているもの	特定の区民を対象としたもの ※社会通念上認められるものを除く	会員への通知広告 尋ね人等の広告	区の発行物の多くは、広く区民に周知することを目的とした媒体であることから、これら特定の者のみを対象とした広告を掲載することは、適当でない。
			個人間の物品の交換や譲渡に関するもの	物品交換、不用品売買 物品譲渡	
		あたかも区が推奨しているかのような表現のもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの		・区名や類似の表現等により、区が推奨しているような誤解を受けやすいものを広告掲載することは、適当でない。 ・広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
		いかがわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの	過激な表現や他のものを誹謗中傷等するもの		区の印刷物そのものの公共性を阻害するものを広告掲載することは、適当でない。
第5条 第3号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの	法に列挙されている業種		キャバレー・ナイトクラブ・まあじゃん屋・ぱちんこ屋等	区の発行物の対象からみて、区民生活と密着したものとは言えず、広告を掲載することは適当でない。
第5条 第4号	政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの		政治活動については、区の関与が禁止されている。
			個人又は法人等の名刺広告	死亡通知、季節の挨拶	意見広告、時候の挨拶などは区民生活の情報として提供するにふさわしいものではない。
		個人、団体等の主義主張に関するもの	個人、団体等の主義主張	国、他団体、区を誹謗中傷するもの	個人、団体等の主義主張は、区民生活に利便を提供するものではない。
		布教・義援金募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教名等を用いて行われる布教及び義援金募集活動		宗教活動については、区の関与が禁止されている。
		政党等の講演会等に関するもの		政党等の講演会開催の広告	政治活動については、区の関与が禁止されている。
第5条 第5号	公の秩序又は善良な風俗に反するもの	いかがわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの	社会の法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの	とばく・無届出の金融業	倫理に反する行為、正義観念に反する行為、暴利又は不公正な取引行為は、社会生活の安定を破壊するおそれがある。
			個人、他企業等を誹謗中傷するもの		商取引の安定を破壊し、企業活動の公正さを損なうおそれがある。
			過激な表現、いかがわしい表現のもの		健全な区民生活を破壊し、かつ、青少年の健全育成を妨げる。
第5条 第6号	法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するなど、広告を掲載することが適当でないと認められたものが掲載する広告	社会的規範に違反するなど社会的信用を損なう広告主が掲載する広告			社会的信用を損なうような不祥事を起こした業者に係る広告を、区の発行物等に掲載することは適当でない。
第5条 第7号	行政機関から指名停止等の行政処分を受けているものが掲載する広告				行政処分を受けている業者に係る広告を、区の発行物等に掲載することは適当でない。
第5条 第8号	前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認められるもの	あたかも区が推奨しているかのような印象を与えるもの		健康食品、健康飲料 健康器具	これらのものの中には、品質表示に誇張があるものがあり、掲載することによりあたかも区が推奨しているかのような印象を与える。
		必要以上に消費者の購買意欲をそそぐと思われるもの			区民の浪費を助長し、安定した経済生活を破壊するおそれがある。
		社会問題となっている事項に関するもの			社会的な合意を得られていない事項に関する広告掲載を、区の発行する印刷物に掲載することは、適当でない。